

土 発 第 4 0 0 号
令 和 0 7 年 0 2 月 0 3 日

国土交通大臣 殿

酒田市長

社会資本総合整備計画の変更について

令和06年01月31日 付け 土発第1302号 で提出した、社会資本総合
整備計画について、別添のとおり変更するので提出する。

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和06年01月31日

計画の名称	地域間交流の促進及び酒田市中心市街地へのアクセスを改善する社会資本整備													
計画の期間	令和06年度 ~ 令和10年度 (5年間)								重点配分対象の該当					
交付対象	酒田市													
計画の目標	狭隘な市道の改築や幹線道路等の整備を行い、有効幅員の拡幅により地域交通の利便性の向上を図ることで、特に冬期間の地域間交流の促進及び中心市街地へのアクセスを改善する。													
全体事業費(百万円)	合計(A+B+C+D)		1,768	A	1,768	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標(定量的指標)			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R6当初	R8末	R10末
1	市道台帳の実延長調書により総市道延長に対する有効幅員5m以上の割合で算出し、76.8%(R6当初)から78.5%(R10末)に増。 有効幅員が5m以上確保されることで、冬期でも円滑で安全な走行が可能な道路延長比率。 (冬道安全道路整備率) = (有効幅員5m以上の延長) ÷ (総市道延長)	77%	78%	79%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R06	R07	R08	R09	R10			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
道路事業	A01-001	道路	一般	酒田市	直接	酒田市	市町村道	改築	(他)高砂一丁目1号線ほか	道路改良 L=16.0km	酒田市						1,615	-	
	A01-002	道路	一般	酒田市	直接	酒田市	市町村道	改築	(1)新堀余目線	道路改良 L=0.62km	酒田市						82	-	
	A01-003	道路	一般	酒田市	直接	酒田市	市町村道	改築	(2)矢流川生石線	道路改良 L=0.18km	酒田市						71	-	
											小計						1,768		
											合計						1,768		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R06				
配分額 (a)	0				
計画別流用増 減額 (b)	0				
交付額 (c=a+b)	0				
前年度からの繰越額 (d)	0				
支払済額 (e)	0				
翌年度繰越額 (f)	0				
うち未契約繰越額 (g)	0				
不用額 (h = c+d-e-f)	0				
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0				
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

事前評価チェックシート

計画の名称： 地域間交流の促進及び酒田市中心市街地へのアクセスを改善する社会資本整備

事前評価	チェック欄
I. 目標の妥当性 1) 上位計画と整合性が確保されている	○
I. 目標の妥当性 2) 整備計画の目標が地域の課題解決へ向けた対応となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 1) 定量的指標が整備計画の目標達成へ向けた指標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 2) 定量的指標の定義及び算定式がある。	○
II. 計画の効果・効率性 3) 事業内容が整備計画の目標達成へ向けた内容となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 4) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものになっている。	○
III. 計画の実現可能性 1) 事業内容が法令に合致している。	○
III. 計画の実現可能性 2) 県(市)が実施することが妥当である。	○
III. 計画の実現可能性 3) 交付要綱の交付対象事業と合致している。	○
III. 計画の実現可能性 4) 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○